

Center for Asian Legal Exchange

ラ屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター



2018.3.31

# 特集

# ベトナム日本法教育研究センター設立10周年記念行事

# 10年間の歩みと成果

ベトナム日本法 教育研究センター 特任講師

木本真理子・小西 達也

ハノイ法科大学内日本法教育研究センター(ベトナム)(以下CJLV)は、2017年、設立10周年を迎えた。 この10年間、多方面の関係者の協力と励ましを得て、 日本語によって日本社会及び日本法を理解する人材育成と法整備支援研究という2つの事業に取り組んできた。ここでは、その歩みとその成果について考えたい。

#### ■ CJLV における教育の成果

名古屋大学とハノイ法科大学は、1999年12月に部 局間学術交流協定を締結し、2007年9月7日にCJLV が設立された。日本企業や日本文化に対する人気を背 景に、毎年、CJLVには定員25名に対して約250名の 応募があり、学習意欲の高い優秀な学生が集まる。し かし、学生は、ハノイ法科大学の正規課程を履修しな がら、日本の大学院進学を実現する日本語能力と日本 法知識及び法的思考の習得を目指すため、厳しいカリ キュラムに挑むことになる。そのため、強い意志を持っ て努力した約半数の学生のみが4年間のカリキュラム を修了することができる。多忙な日々の中で、学生は、 毎日来てくださる日本人会話ボランティアや、インター ンとして受け入れてくださる在ハノイ日系機関の方々、 日本からの訪問者などに、励まされ、支えられ、机上 の勉強だけでなく牛の日本を体感しながらモチベー ションを維持している。

CJLVは、これまで合計7期71名の修了生を輩出してきた。このうち19名が、名古屋大学などの大学院進学を果たしている。また、修了生は、ベトナムの政府機関、教育機関、企業などで勤務するほか、在ベトナム日本国大使館、国際協力機構(JICA)、法律事務所をはじめとする日系企業などで、日越の架け橋として活躍している。

#### ■ CJLVを通じたハノイ法科大学との研究成果

CJLVでは、ハノイ法科大学とともに、ベトナム労

働法に関するセミナー(2013年)や、ベトナムにおける行政決定策定の透明性確保に関する行政法セミナー(2015年)などを開催し、共同研究活動を行ってきた。また、2017年11月には、CJLV設立10周年記念シンポジウムを開催し、約150名の日越参加者を迎え、教育による法整備支援の発展と成果や、日越経済関係強化のためにCJLVが果たす役割などについて、活発な意見交換がなされた。このような研究や行事は、日越の共同研究及び情報発信という意味で意義深いことはもとより、CJLVの認知度を高めるためにも大変役立つため(シンポジウムをきっかけにベトナム国営テレビ(VTV4)でCJLVを特集するプログラムが放映された)、今後も続けていきたい。

#### ■ 結びにかえて

設立10周年といっても、修了生はまだ若く、日本の大学院を卒業した修了生がようやくベトナムに帰国し始め、これからキャリアを築いていくという段階にある。そのため、法制度を構築しメンテナンスしながら運用できる人材を育成するという法整備支援事業としての教育の成果を問うには早計に失するであろう。「教育は国家100年の大計」であり、CJLVにおける取り組みは、工夫し、改善しながら継続していくことが何よりも重要である。しかし、CJLV設立10周年記念同窓会で修了生が見せた頼もしい様子とその笑顔を見れば、これまでのCJLV講師陣と関係者の皆様の努力が確実に実ってきていることがわかる。20年後、30年後にそれぞれの場で活躍する修了生と語らうことを楽しみに、これからも学生達を見守っていきたい。



設立10周年記念で初めて開催されたCJLV同窓会

### ベトナム日本法教育研究センター設立10周年記念行事 特集



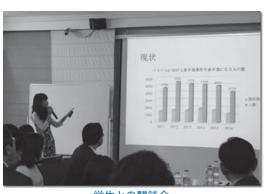
式典参加者集合写真



設立 10 周年記念シンポジウム



ベトナム司法省からの奨学金受給者



学生との懇談会



レ・タイン・ロン司法大臣とともに (左から村瀬十六銀行頭取、松尾名大総長、ロン大臣、チャウハノイ法科大学長)



ロン司法大臣祝辞



名古屋大学同窓会 ベトナム支部

### トナム日本法教育研究センター設立10周年記念行事

# 日越間の法協力における 名古屋大学の貢献



駐ベトナム 日本国特命全権大使 梅田 邦夫

名古屋大学ベトナム日本法教育研究センターの設立 10周年に際し、日本政府を代表して、お祝いと感謝を 申し上げます。名古屋大学がアジアに豊富な人的ネッ トワークを築いてこられたことが、日越間においても 深い信頼と親近感の礎となっています。森嶌昭夫先生、 鮎京正訓先生を始めとする関係者の方々の長年のご尽 力に敬意を申し上げます。

日本の司法分野の対越協力には、二つの大きな柱が あります。柱の一つ目は、法務省が1996年から実施 するJICA法整備支援事業であり、もう一つの柱が名 古屋大学による「人材育成」です。

名古屋大学による「人材育成」は、二つの重要な 事業からなり立っています。一つは、名古屋大学法学 研究科が、ベトナムを含む世界各国の留学生を積極的 に受入れ、1999年以降これまでに約600人の修十及 び博士号取得者を輩出されてきたことです。これらの 名古屋大学出身者は、母国において法曹界中枢を担う 人材として大活躍されています。ベトナムでは、ロン 司法大臣が代表的存在ですが、司法省、最高裁判所、 中央銀行等で名古屋大学出身者が活躍されています。

人材育成のもう一つの重要事業は、2007年にハノ イ法科大学キャンパス内に設立された「日本法教育研 究センター」です。高い日本語能力と、日越両国の法 律知識を持つ人材育成という試みは、正に画期的です。 センターは、この10年間で71人の非常に有能な修了 生を生みました。

更に、2014年から、名古屋大学は、ハノイ法科大 学の協力を得て、アジア・サテライト・キャンパス学 院を設置し、ベトナム政府の幹部などが、長期間職場

を離れることなく博士号を取得できる仕組みも構築さ れました。

名古屋大学とハノイ法科大学による人材育成は、「日 越大学間の模範的協力」、「ベトナム社会の遵法精神涵 養」、「日越を繋ぐ人材育成」という3つの観点において、 非常に大きな貢献をされています。

日越関係は現在、最良の時を迎えています。昨年、 日越間の要人往来は間断なく行われました。天皇皇后 両陛下の初のベトナム御訪問、安倍総理・フック首相 の相互訪問、ダナンAPEC首脳会議・TPP閣僚会議の 成功に向けての緊密な協力等、日越両国指導者間の「相 互信頼関係 は、格段と深化しています。国民レベル の交流も大幅に拡大しており、例えば、日本には約23 万人のベトナム人が居住しています。彼らの多くは、 少子高齢化、労働力不足に直面する日本を支えてくれ ています。

その一方で、昨年、日本の対越投資(認可ベース) は91億ドルと過去最高となりましたが、多くの企業が、 ベトナムのあいまいな法律や政府の規程、法執行の信 頼性欠如に苦しんでいます。

名古屋大学におかれては、ベトナムの重要なパート ナーとして、「日本法教育研究センター」「サテライト・ キャンパス学院」を拠点として、ベトナムの法システ ムの信頼性を高める人材の育成に引き続き貢献いただ くことを期待致します。

最後に、「日本法教 育研究センター」の 一層の発展、名古屋 大学の皆様のご活躍 と日越関係の更なる 強化を心より祈念し、 私の祝辞とさせてい ただきます。



祝賀パーティーで挨拶する 梅田大使

### トナム日本法教育研究センター設立10周年記念行事 特集

# 産学連携の重要性 地域経済の発展に向けて~



十六銀行頭取 村瀬 幸雄

#### ■ はじめに

この度は、名古屋大学ベトナム日本法教育研究セ ンターが設立10周年を迎えられましたことを心より お祝い申し上げます。昨年11月の記念式典には私も 出席させていただきましたが、貴学のアジア法整備支 援事業への先駆的な取組みに対して、改めて敬意を 表します。

# ■ 中小・中堅企業によるベトナム進出ニーズの

近年、日系企業のベトナムへの進出が進んでいま す。これは、優秀で若い人材が豊富であることや、エ 業団地の整備が急ピッチで進んでいることなど、良好 な投資環境を背景としていますが、昨年末に発表され たベトナム外国投資庁による統計によると、日本のベ トナムに対する直接投資額は、前年比3.5倍の91億 ドルと過去最高を記録し、ベトナムの投資受入先とし て、日本は国・地域別で首位となりました。

こうした中、弊行では取引先企業のベトナム進出 支援について、現地有力銀行との提携や行員の派遣、 ベトナム外国投資庁やドンバンⅢ工業団地との提携 などを通して支援体制の強化を進めております。

しかしながら、ベトナムに限らず新興国へ進出する 企業は、必ずと言っていいほど、当該国の法整備の 脆弱さという問題に直面します。突然の法令・規制の 変更や、根拠法令の不明確さなど、場合によっては 多額の罰金を科せられることもあり、進出企業にとっ ては大きな法務リスクを抱えていると言えます。

こうした問題は、第一義的には勿論、その国自身が 整備を図るべきですが、貴学はアジア新興国のこの ような実態に対して、いち早く問題意識を持たれ、現 地の有力大学内の日本法教育研究センターの設置や、 サテライトキャンパスの開設など、他大学に先駆けて 「アジア法整備支援事業」に取り組んでこられました。

#### ■ 「じゅうろくアジア留学生奨学金 | 制度の創設

弊行は、2014年8月に貴学法学研究科で学ぶアジ アからの留学生を対象とした「じゅうろくアジア留学 生奨学金」を創設いたしました。この制度は、アジア 新興国の法整備に貢献できる人材育成を目的に、留 学生が安心して研究に打ち込めるよう経済的な支援 を実施するものです。昨年修了したハノイ法科大学出 身の留学生は、ベトナムの大手日系法律事務所に就 職したと聞いており、日越の架け橋として将来の活躍 が期待されます。

弊行としましても、本制度が少しでも貴学の取組み に役立ち、アジア各国で活躍する優秀な研究者や法律 家が輩出されることで、アジア新興国に進出する中小・ 中堅企業にとり「法律」という重要なインフラが整備 され、事業展開における大きな課題解決につながるも のと確信しております。ひいては、この取組みが、地 域経済の発展にも貢献するものであると、そのような 観点で産学連携の重要性を改めて感じております。

今後も貴学との連携を一層深化させ、「アジアのハ ブ大学 として貴学がますます発展されますことを祈 念しております。



じゅうろくアジア留学生奨学金授与式の様子

### ベトナム日本法教育研究センター設立10周年記念行事

# ハノイ日本法センター修了生に期待すること 3人の修了生が活躍中



TMI総合法律事務所 ハノイオフィス 弁護士 小幡 葉子

#### ■ 3人の修了生が活躍中

当職は2013年4月から、東京の法律事務所のハノ イオフィスに駐在している。現在当オフィスでは、ハ ノイ法科大学日本法センターの修了生3人がパラリー ガルとして勤務しており、3人ともベトナム司法省の 弁護士修習を完了または修習中で、順次弁護士登録 する見込みである。またこれまで、ほかにも複数の修 了生を採用した実績がある。彼らの担当業務は、ベト ナム弁護士を補佐して、ベトナム法令や実務運用の調 査、行政当局への照会、社内規則や契約書のレビュー・ 翻訳、会議への立会・通訳、クライアント向けニュー ズレターやメディア寄稿のドラフト、等々、当オフィ スのどの業務も彼らなしでは回らない。これ以上期待 することはない大活躍ぶりである。

#### ■ 日本企業のベトナム法リーガルサービスのニーズ

ここで終わってもよいのであるが、本稿では、ベト ナムに駐在する日本の弁護士として、センター修了生 に何を期待するかという課題を与えられている。そこ で、前提として、日本企業やそのベトナム現法・JVが、 在越日系法律事務所にどのようなサービスを期待され ているかを整理してみる。

- ●経営トップ・意思決定機関:ベトナム案件の意思決 定にあたって、判断材料となるオピニオンを、現地 かつ日系の法律事務所から得たい。
- ●国内の法務部門:社内の他部門に対して、ベトナム 案件における法的問題を分析・提案するため、専門 的・技術的情報、特に、日本または諸外国(欧米諸 国、中国など)との異同に関する情報が必要。
- ●国内の企画・営業などの部門:グローバル展開のた めの対象国の選定、多国間の投資・取引スキームの 策定、現在・将来のビジネスパートナーとの関係強

化のため、ベトナム固有の法的リスクの情報が必要。

●ベトナム現地拠点のニーズ:日々のオペレーション の中で発生する法的問題(雇用、コンプライアンス、 商取引、コーポレートなど) に対する迅速・適切な アドバイスが必要。

#### ■修了生に期待する専門性

これら多岐にわたるニーズに応えるには、日本語・ 日本法のバックグラウンドをもつベトナム人弁護士・ パラリーガル・研究者の高度の専門性が必須となる。 以下、思いつくまま列挙する。

●日本のクライアントを納得させる論理的・分析的な ベトナム法解釈・適用

日本企業のクライアントは、法律事務所に対して、 純粋にリーガルな見解を求めている。実務上の"近道 "に逃げず、最後まで法的に論理展開する力が必要で ある。

●日本法との比較の視座からの助言

クライアントに対し、ベトナム法と日本法・諸外国 法を含む広い視点と関心に基づく助言を行ってほしい。

- ●司法・行政・ビジネス・アカデミズムの幅広いネッ トワーク形成
- ●日本における法学研究の方法論によるベトナム法解

また、センター出身の研究者のみなさんには、日本 の方法論(ベトナムでの法令研究は比較法と立法論が 中心である)を踏まえ、立法事実・沿革・起草過程・ 実務運用などを総合する本格的な解釈論を期待する。

以上、センター修了生なら必ずできると確信してい ることを付記して、本稿を閉じることとしたい。



センター修了生3名とともに(筆者左から2番目)

### **TOPICS**

# 総務省の行政通則法制度及び 行政苦情救済分野におけるアジア諸国との交流

総務省行政管理局管理官室 (行政通則法担当) 総務省行政評価局行政相談企画課

#### ■ 行政通則法分野の国際交流

行政管理局では、国の行政機関等に共通的に適用さ れる行政通則法(行政手続法、行政不服審査法等)を 所管しており、これらの法律の運用を通じて行政運営 における公正性の確保・透明性の向上を図っています。

アジア諸国との交流については、平成28年度及び 平成29年度には、各国の名古屋大学日本法教育研究 センターで法律を学んでいるアジア諸国の学生が総務 省を訪れ、行政管理局の職員から行政手続法及び行 政不服審査法の詳細について説明し、活発な意見交 換や有意義な質疑応答が行われました。そのほか、あ らゆる機会を通じて、我が国の行政通則法制度につい ての研修等を行っています。

また、平成29年度から「我が国の行政通則法制度 の東南アジア諸国への展開」という新たな取組の一環 として、名古屋大学法政国際教育協力研究センターの 先生方にもご助言をいただきながら、東南アジア諸国 へ進出している我が国企業のニーズ調査等を実施して います。



2017年度名古屋大学日本法教育研究センター夏季セミナー 参加学生の総務省訪問の様子

#### ■ 行政相談の国際交流

行政評価局では、国民に信 頼される質の高い行政を実現 するため、①行政評価局調査 (各府省の業務の実施状況の 調査、行政機関をまたがる政 ☎0570-090110 策についての実証的な把握分



析)、②政策評価の推進(政策評価制度の基本的事項 の企画立案、各府省が行う政策評価の点検)、③行政 相談(国民からの広範な行政分野の苦情や意見の受付、 関係行政機関へのあっせん・通知)の3つの業務を行っ ています。

このうち行政相談業務においては、行政評価局の調 査機能、行政相談委員(総務大臣に委嘱された民間 有識者で全国に約5000人配置)、行政苦情救済推進 会議(大臣の諮問機関)の三者が一体となってオンブ ズマンの機能を果たしていると国際的に認識を得たこ とにより、国際オンブズマン協会やアジア・オンブズ マン協会の正会員として活動しています。行政評価局 では、これらの協会が主催する国際会議や研修を通じ て、行政相談制度の意義・有効性を海外に発信すると ともに、2国間の協力として、ベトナム(2013年、国 家監察省)やイラン(2016年、総合監察機構)、ウズ ベキスタン(2017年、議会人権オンブズマン)との 間で、「行政苦情救済分野等に関する協力の覚書」を 締結し、政務レベルでの交流のほか、実務家レベルへ の技術協力を実施しています。こうした交流、技術支 援を踏まえ、ベトナムでは、日本の行政相談委員制度 を参考に、ボランティア弁護士による行政相談窓口を 設ける取り組みが導入される等、国民対応窓口の強化 に貢献しています。

また、2017年12月には、来日したベトナム国家監 察省訪日団(副大臣)一行の交流の一環として、名古 屋大学法政国際教育協力研究センターを訪問し、市橋 教授から、苦情処理・審査請求・行政事件訴訟につい ての講義を頂戴し、質疑応答や意見交換を行いました。

### ASEAN共同体と人の移動 - インパクト、課題、展望 -

名古屋大学法政国際教育協力研究センター 准教授

コン・テイリ

#### ■ 全体会議の概要

2017年12月16日および17日に、「ASEAN共同体 と人の移動--インパクト、課題、展望--」と題して今 年度の全体会議が開催された。ASEAN共同体では、 2015年末の創設以来、その持続可能な連結性を促進 するために人の移動に関する課題を抱えてきた。本会 議では、ASEAN諸国、日本および近隣諸国から専門 家を招聘し、これらの法的・実務的課題を共有・検討 した。

12月16日午後は、小畑郁法政国際教育協力研究 センター長の開会挨拶および趣旨説明に続いて、第1 セッション「地域労働市場と移民・移住―現状と課題」 および第2セッション「国際結婚と人の移動―課題と 展望」が、そして翌17日には、第3セッション「人身 売買の問題とそのリスクへの取組」と第4セッション 「人の移動に関する ASEAN 地域の法および規制枠組 | が行われた。

第1セッションでは地域労働市場の変化および地域 内移民の意義、ならびに労働移民に関する法的・社会 的課題について、タイのプルサコラヴィッ・パンティッ プ准教授(チュラロンコン大学)、ベトナムのグエン・ グエット・ミン氏(国連薬物犯罪事務所・専門家)お よびアジア経済研究所新領域研究センター法・制度 研究グループ長山田美和氏ら専門家を招聘し、討論し た。ASEAN域内の労働移民は、1990年から2015年 に150万人から690万人に増加しているが、タイ、シ ンガポールおよびマレーシアが移民労働者の主要な受 入国となっている。労働移民の多くが熟練労働者では なく非熟練労働者であり、非熟練労働者の移動は各国 で法的に制限され、その多くが不法滞在である。日本

を含め労働市場においては非熟練労働者の需要が高 いが、法律上受入を認めていないケースも多い。日本 では研修生制度が1つの受け皿となっているが、十分 な人権保護がなされていないとの指摘がなされ、人権 とビジネスの観点から労働移民の問題について有益な 議論がなされた。

第2セッションでは、シンガポールのヨウ・ソウ・ アイ・プレンダ教授(シンガポール国立大学)の 「ASEAN諸国における国際結婚と人の移動」および韓 国のキム・ヒュン・ミ教授(延世大学)の「東アジア における国際結婚と人の移動―韓国における結婚移民 を例として | の報告と、国立民族学博物館の永田貴聖 機関研究員によるコメントがなされた。ヨウ教授は、 シンガポールが労働者の30%に達する外国人労働者 に依拠する反面で、非熟練労働者の婚姻による定住 を避けるために、雇用期間中および終了後においても シンガポールでの婚姻が禁止され、懐胎の有無の確認 が半年毎になされている状況および丹念なフィールド リサーチに基づく事例の紹介をした。キム教授からは、 韓国では少子化と郊外での結婚難から外国人女性との 国際結婚を奨励する政策がとられ、韓国語教育をはじ めとする支援を行いつつブローカーによる搾取を禁止 する特別法が制定され保護をはかっている状況が紹介 された。永田研究員は、日本人とフィリピン人との国 際結婚の現状および韓国における韓国人とフィリピン 人の国際結婚に関する文化人類学の視点から両報告 を補完し繋ぐコメントをした。ヨウ教授とキム教授の 報告は、いずれもこの分野の第一人者としての知見と 示唆に富み、非常に多くの質問が寄せられた。韓国お よび日本はASEAN加盟国ではないが、ASEAN諸国 から結婚移民を含む多くの人々を受け入れてきた。今 後はASEAN加盟国間で移民の取り扱いを協議してい く上で、従来の受入れ国の経験共有は重要であろう。

### 人の移動に関するマルチレベル・カバナンス・ システムの構築はASEANで可能なのか?

名古屋大学大学院 法学研究科 教授

武田 宏子

#### **■** はじめに

シンポジウム2日目となる12月17日は、第3セッ ション「人身取引の問題とそのリスクへの取組」と第 4セッション「人の移動に関する ASEAN 地域の法お よび規制枠組み | の2セッションが組まれ、その後、 各セッションを代表するスピーカーが登壇する全体討 論が行われるという盛りだくさんな1日でした。

#### ■ フィリピンとカンボジアにおける人身取引の現状

日曜日の朝10時の開始であったにも関わらず多くの 聴衆が参加した第3セッションでは、フィリピンのラ サールリパ大学法学部長エミリオ・エンヒンコ教授と 国連薬物犯罪事務所プログラム専門家グエン・グエッ ト・ミン氏からフィリピンとカンボジアにおける人身 取引の現状と、この問題に対するそれぞれの国におけ る法的/政治的対策とその問題点について詳細なご報 告を頂きました。両氏のお話から見えてきたのは、人 身取引に対処するためには、国際機関やNGO、市民 団体が国家や地方の行政機関と密接に連携し、規制と 監視、被害者救済に取り組むマルチレベルのガバナン ス・システムを構築することの必要性でした。この時、 ASEANという地域共同体の持つ意義と可能性は非常 に大きいと考えられます。

#### ■ ASEANにおける人の移動に関するマルチレベ ル・ガバナンス・システム構築の可能性

それではASEANという地域共同体において、人身 取引を含む人の移動は具体的にどのように規制される ことが可能であり、また現在、どのような試みが行わ れているのでしょうか?第4セッションの目的はこう した問題を考察することであったわけですが、最初の 報告者であるタイのマヒドン大学講師/人権・平和学 博士プログラム長シープラパー ペチャラミーシー博士 によれば、ASEANを通じて有効な規制が行われるた めには依然として多くの課題を解決する必要があるよ うです。ご報告の結論としては、アセアン・コンセン サスは移民労働者保護のための枠組みは提供できるも のの規制の枠組みとはなっておらず、現状では国内の 法制度/機構や二国間協定が主に活用されていると いうことでした。こうしたご報告を受けて、国連人身 取引対策計画地域研究専門家セバスチャン・ボル氏 による次のご報告では、人身取引に関する地域的な規 制を行うための具体的なイニシアティブとして2004 年に設立されたCOMMIT Processの例が紹介されま した。COMMIT Processには大メコン圏の国々が参 加し、国連人身取引対策計画が事務局を務める一方 で、市民団体も関わっており、したがって多様なアク ターが地域において連携することで人身取引を規制す るガバナンスの具体的な試みであると言えます。ボル 氏によればこの試みは将来、ASEAN全体に拡大する 可能性も秘めているということです。そこで問題とな るのが ASEANの側ではこうしたイニシアティブに積 極的に関わっていくつもりがあるのかということです が、最後のご報告者である ASEAN 議員会議事務局長 イッサラ スントーン ワット氏からは、ASEAN議員会 議ではより実効性が高い組織にASEANを転換してい くための方策が模索されているというお話がありまし た。政治家らしい非常にカラフルな語り口で紹介され たASEAN議員会議の現状と展望は、変化への志向性 を感じさせるものでした。



第3セッション パネルディスカッション

### 「国際司法人材、その養成に求められているものは何か」

早稲田大学大学院法務研究科 教授

須網 隆夫

#### ■はじめに

2017年6月、自由民主党政務調査会は、「司法外交の新機軸、5つの方針と8つの戦略~拡大する国際司法空間で、ひときわ輝きを放つ日本型司法制度へ~」と題する最終提言を採択した。同提言は、「司法外交」という概念の下に、政府の司法政策の諸側面を再定位するものであり、今後の政策はこの提言に沿って進められる可能性が大きいと思われる。そこで本稿では、日本法教育センター・コンソーシアムの課題である法整備支援活動を担う人材養成の観点から、最終提言の意義を検討する。

### ■ 自民党・司法外交提言と司法制度改革審議会 意見書 一意見書の延長線上にある提言一

最終提言は、2001年の司法制度改革審議会意見 書以後、司法制度に関して採択された、最も重要な政 策文書と思われる。現行司法制度は、審議会意見書(以 下、意見書と言う)によって形作られており、法科大学 院・裁判員制度など、いずれも意見書を実現したもので ある。最終提言は意見書に明示的な言及こそしていな いが、その内容は紛れもなく意見書の延長線上にある。

まず最終提言と意見書は、日本の司法を国際環境の 文脈で理解するという基本姿勢において一致している。 確かに意見書は、国際的文脈を前面にだしてはいない。 しかし、意見書も、日本が「国際社会に向かってどのよう価値体系を発信できるか」と述べ、日本型司法制度 のソフトパワーとしての重要性を認識していた。そして、 最終提言による8つの戦略の内容の多くは、意見書と 重複している。法整備支援・法曹養成の部分を見ても、 最終提言の「<戦略2>国際司法分野における司法 人材の活躍のステージを拡充させる」は、法整備支援 への法曹の活用、アジア諸国での法曹の活躍を提言す るが、意見書も、法曹の役割としてのアジア等の発展 途上国への法整備支援、弁護士会と連携した法整備 支援の推進等を既に提言していた。「〈戦略3〉アジ ア諸国に対する日本型司法制度支援を力強〈展開する」 も、法整備支援における国際競争、大学の積極的活 用を提言するが、意見書もより抽象的にではあるが、法 整備支援の推進を謳っていた。そして第四の「〈戦略 4〉世界で活躍する国際司法人材を養成する」は、法 科大学院における国際性の獲得を強化した教育を提言 するが、意見書も、やはり法曹養成段階における国際 化の要請への配慮を求めていた。両者が著し〈異なるの は、「〈戦略7〉テロからの脅威に立ち向かう」」である が、これは、意見書が2001年9月の同時多発テロ以 前に出されたせいであろう。

最終提言と意見書では視点が異なるので、両者の内容は完全には対応していないが、同一対象に関する限り両者間に矛盾はなく、むしろ最終提言は、意見書が十分に実現されなかった部分を補充し、意見書による改革の完成を意図しているように見える。意見書から15年以上が経って、同様の内容が再度提言されたことは、先進国の産業構造がソフト化するなかで、国内的・国際的双方の場面での司法の強化が必然的であるからだろう。最終提言は、まさに意見書の延長線上に位置付ける必要があるのである。

#### ■国際司法人材の養成について

#### (1) 国際司法を担う人材とは

最終提言は、「国際司法を担う人材の不足」を指摘するが、国際司法人材が何かを明示してはいない。しかし、国際司法人材の内容は意見書から推測できる。意見書は、法曹を「国民の社会生活上の医師」と定義し、法曹に必要な資質を「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」と説明した。意見書が法整備支援の推進を提言していた以上、

その法曹像は、法整備支援のために働く法曹をも念頭 に置いているはずであり、意見書の認識は、現時点で 見ても、国際司法人材が備えるべき能力・資質として妥 当である。法律の専門的知識だけでなく、様々な資質と 能力、特に柔軟性とともに国際的視野と語学力を備えた 法曹は、国内とは異なる環境下で活動する国際司法人 材として有用であろう。そのために意見書は、法科大学 院に、他学部出身者・社会人等の受入れに十分配慮 することを求め、最終提言も同様に「ハイブリッド・マルチ」 の人材育成・確保の推進を強調する(方針4)。

(2) 法科大学院における国際司法人材養成の再構築 さて意見書は、国際司法人材を含む法曹の養成を法 科大学院に託した。2004年に開設した法科大学院は、 初期には、まさに国際司法人材の養成が可能であるこ とを実証し、現実にもそれを行った。しかし残念ながら、 法科大学院制度はその後機能不全に陥っており、国際 司法人材の養成を十分に果たせる状態にはない。社会 人・他学部出身の学生が著しく減少しただけでなく、司 法試験合格のみを目的に再編成されたカリキュラムの下 で、試験科目以外の幅広い教育のウェイトは低下し、交 換留学制度のある法科大学院では、留学応募者が激 減する等、学生の試験以外への関心も低下している。

国際司法人材の養成は、法学部・司法研修所が実 施することはできず、法科大学院によってのみ可能であ る。法学部は、法曹養成を目的とはせず、実務家だけ が教員組織を構成している研修所には、国際司法人材 養成に必要な幅の広く、奥行きのある教育は不可能で あるからである。したがって、最終提言の実現には、法 科大学院の機能を復活させることが不可欠である。改善 のための具体的ポイントは幾つかある。第一は、法曹人 口の再度の拡大である。司法試験合格者数は、一時 の2000人台から現在は1500人台にまで減少している。 しかし、地方の弁護十会及び法テラスのスタッフ弁護十・ 自治体職員などの公益分野で供給不足が既に生じてお り、最終提言が掲げる数値目標(「各府省庁等に現状 より20名多く配置」、「国際機関に100人規模で継続 的に派遣」)を満たすには、現在の合格者数では足りな い。第二に、法科大学院制度の最大の問題は入学志 願者の減少であるが、募集停止に陥る法科大学院が相 次ぐ限り、応募状況の改善は見込めない。法科大学院 の募集停止は、法曹はこれ以上不要であるとのメッセー ジを社会に発信し続けているからである。したがって、現 存する法科大学院を維持しながら、司法試験受験に偏 重した教育を改善し、国際司法人材の養成に相応しい カリキュラムを確立する必要がある。第三に、日本型司 法制度をソフトパワーとするためには、現行養成制度の 非国際性・閉鎖性・相互性の欠如が障害となる。最終 提言は、アジア諸国での外国弁護士規制の緩和に言 及するが、規制緩和を迫るためには、日本の制度をより 開放的にする必要がある。EUでは、各加盟国の法曹 資格は相互承認されている。日本の法学部卒業生が、 3年間のJDコースを修了せずに、アメリカの司法試験を 受験できることが示すように、アメリカも、外国の法学学 位・法曹資格を一定限度で承認している。他方、日本 の現行制度には、学位・資格の相互承認の要素が全く なく、欧米の弁護士であっても日本の法曹資格を取得す るためには、法科大学院を卒業しなければならない。日 本型司法制度のソフトパワーが発揮されれば、日本の法 曹資格の取得を望む外国人が増加することも考えられ、 また彼らの存在は、母国における日本法のソフトパワー を強化する。 最終提言・方針4の「ドメスティックな発 想で行ってきた従来型の人材育成から脱却」は、このよ うな学位・資格の相互承認までを射程に入れなければな らない。

#### ■ 最後に一グローバル社会における法の支配

欧米諸国と基本的価値(法の支配、基本的人権、 民主主義)を共有する日本は、日本型法制度整備支援 とそれらの普遍的価値との整合性にも留意しなければな らない。日本による法制度整備支援は、国際社会にお ける基本的価値の実現に貢献しなければならないからで ある。法整備支援は、グローバル社会に通用する規範 形成への日本の参加であり、困難ではあっても、相手国 の意向の尊重と基本的価値の実現とのバランスを常に 意識しなければならないだろう。

### インドネシアの法・文化に触れて

名古屋大学法学部 2年

鬼頭 昌隆

インドネシア短期派遣を通じて、短い期間でしたが、 日本ではできない経験を多く積むことができました。 現地学生との交流や文化遺産の見学や、裁判所など の機関訪問を通じて、インドネシアの複雑な歴史、多 様な文化、法制度の現状に触れて見識を広げることが できたと思います。

#### ■ 現地の学生との交流

ジョグジャカルタ市のガジャ・マダ大学では、法学部の現地学生に英語で日本の法律や社会問題などについて紹介しました。現地学生の関心はとても高く、質問が途切れることなく続きました。日本に対する関心の高さと、現地学生の学習への強い意欲に触れることができました。日本とインドネシアの、格差や高齢化などの社会問題に対する捉え方の違いも知ることができました。また、現地の学生の案内で、プランバナンなどの文化遺産を訪問し、現地の料理を食べて、インドネシアの文化を肌で感じることができました。

#### ■ インドネシア法を学んで

ガジャ・マダ大学では、インドネシア法についての 講義も受けました。日本とインドネシアの法文化の違 いや、インドネシア法の特徴を改めて認識できました。 特に、イスラム法の存在、植民地時代のオランダ法、 内包する多様な民族がもつ慣習法は、日本ではまった くなじみがなく、学んでいてとても新鮮に感じるとと もに、日本の法制度について考え直すきっかけになっ たように思います。また、宗教裁判所や最高裁判所な どの機関を訪問して、現場で法がどのように運用され ているか知ることができました。

#### ■法整備支援の現状

ジャカルタを訪問した際には、現在のインドネシア の急速な発展と、インフラ整備の不足や貧富の差、政 治的対立などそれに伴って起きている問題を身近に感じることができました。特に、現地の法整備支援を手がける日本人の方々の元を訪問して、インドネシア法の様々な問題と、法整備支援の現状を知ることができました。法令の数が多く、整合性のとれていないものが多いこと、法律と下位法令の区別が曖昧であること、基本法がオランダ語のため解釈が進んでいないこと、司法制度の腐敗など、インドネシア固有の問題を知ることができました。特に、知的財産法制度の整備が不徹底であることなど、日本などの海外企業が進出する上での問題と、それに対する支援の現状を知ることができました。現地に進出している日系企業にも訪問して、こうした問題に対する現場の声も聞くことができました。



ガジャ・マダ大学での学生との交流



ジョグジャカルタ 宗教裁判所外観

### ソウル国立大学・シンガポール国立大学との 研究フォーラムに参加して



名古屋大学 法政国際教育協力研究 副センター長 國分 典子

昨年の11月25日、ソウル国立大学で、Inquaural Asian Forum for Comparative Legal Studies と題 する会議が開催されました。ソウル国立大学は、2012 年にアジア・太平洋法研究所(Asia - Pacfic Law Institute)というアジア法研究の機関を設立していま す。CALEと同研究所の間では、以前から同じ方向性 をもつ機関として交流があり、相互に研究協力を行っ てゆこうということで意見が一致していました。今回 のフォーラムは、シンガポール国立大学アジア法研究 センター (Centre for Asian Legal Studies, CALS) がアジア・太平洋法研究所に継続的な研究協力を視 野に入れての会議開催を呼びかけ、それにCALEから も参加する形で、3つのアジア法研究機関が一堂に会 して開かれたものです。CALEからは小畑センター長 が所用で出席できなかったため、コン・テイリー先生 と私が参加しました。

会議は、4つのセッション2名ずつの報告に分かれ、 上記3機関からの報告者が自分の関心領域の報告をす るという形で行われました。韓国憲法裁判所研究官な ど若干の外部からの参加があったものの、ほぼクロー ズドで行われ、交流を温めることに傾注した打ち解け た会議でした。

私自身は第2セッションの司会を担当しましたが、 このセッションでは、シンガポール国立大の陳維會教 授によるアジアの権威主義についての報告とソウル国 立大学のチョン・ジョンイク教授による韓国の弾劾審 判手続についての報告が行われました。前者では、権 威主義体制における法の支配の確立が何をもたらすの か、政権交代システムの保障が自由民主主義への移行 可能性を作り出すのではないかという観点からの検討 が行われ、後者では、昨年の朴槿恵大統領弾劾審判に おける手続の刑事手続との違いが詳細に検討されまし た。いずれもそれぞれの国の法的・政治的に重要なテー マに関わる内容で、白熱した質疑が展開されました。

会議の最後には、3つの機関の間で今後どのような 関係を構築してゆくか、どのようなプロジェクトを進 めてゆくかについて、意見交換が行われました。他の 国家ないし地域も巻き込んでさらに大きなフォーラム を作ってゆく、書籍の刊行を考える、といった案も出 されましたが、当面はまず、3機関の関係を緊密なも のにすべく、今回のような会議を開催してゆくことで 意見が一致しました。

シンガポール国立大学アジア法研究センターは、ア ジア地域におけるアジア法研究機関としては屈指の機 関です。今回シンガポールから参加したメンバーの中 でも、前述の陳教授が台湾出身だったほか、インド、 カナダ等、さまざまな地域の出身者が含まれていて、 層の厚さを感じました。一方、ソウル国立大学のアジ ア・太平洋法研究所は、前述のように比較的新しく創 立された機関ですが、アジア法研究のハブとなること を目指しており、法整備支援にも関心を寄せていて、 将来の飛躍への意気込みが感じられました。

シンガポールのDan W. Puchniak 所長は、かつて CALE外国人研究員として名古屋で研究されたことが ある方です。またソウルのチャン・ソンファ所長を始 めとする同研究所のメンバーとは、CALE以外に、名 古屋大学法学部・法学研究科のキャンパス・アジアプ ログラムでもお付き合いがあります。これらの旧交を 温めつつ、シンガポール、ソウルの研究機関から新た な刺激を受けて、CALEもアジア法研究拠点としてさ らに発展してゆければと思います。

# 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)との連携 - UNCITRAL Dayを中心に -



名古屋大学大学院 法学研究科 教授 構湛 大

#### ■ UNCITRAL との連携

国連国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL) は、1966年 の国連総会決議により設立された、国際商取引法の段階 的な調和と統一の促進を主たる目的とする国連総会直属の 委員会です。これまでの成果としては、1958年の外国仲裁 判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約。日 本は1961年に批准)や1980年の国際物品売買契約に関 する国際連合条約(ウィーン売買条約。日本は2008年に加 入)等の条約、また、1985年の国際商事仲裁に関するモデ ル法や1997年の国際倒産モデル法等のモデル法(日本の 2003年の仲裁法と2000年の外国倒産処理手続の承認援 助に関する法律は、それぞれこれらのモデル法を基にしていま す)があります。

UNCITRALは、韓国のインチョンにアジア太平洋地域セ  $y \neq -$  (Reginal Centre for Asia and the Pacific: RCAP)を置いており、名古屋大学大学院法学研究科及 びCALEは、2013年以来、同センターに大学院生を2箇 月のインターンシップのために派遣したり、同センターが企画 する国際会議に参加したり、さらに歴代センター長に法学研 究科とCALEを御訪問頂き、国際商取引に興味を持つ大学 院生に向けて御講演頂いたり法整備支援に関する協力の可 能性やその発展について話し合ったりして来ました。

#### UNCITRAL Day

RCAPは、UNCITARALが作成した条約やモデル法 に関するアジアでの認識を高め研究を促進・奨励するた め、2014年、UNCITRAL Dayというイベントを始めまし た。このイベントは、UNCIRALが設立された12月17日に 因んで11月・12月の間に、UNCITRALの条約やモデル 法に関連する特別講義やワークショップ等をアジアの各研 究機関が開催するというものです。法学研究科とCALEは 開始当初からこのイベントに参加して来ました。第1回に 当たる2014年には、12月17日、日本商事仲裁協会理 事・仲裁部長であり国士舘教授でもある中村達也先生を お招きし、「国際商事仲裁におけるUNCITRALモデル法と 日本仲裁法 (UNCITRAL Model Law on International



名古屋大学大学院 法学研究科 准教授

Giorgio Fabio Colombo

Commercial Arbitration and the Japanese Arbitration Law)」というテーマで、また、2015年には、 12月16日、立教大学教授であり弁護士でもある早川吉 尚先生に、「加速するEU統合のUNCITRALへの影響ー UNICITRALオンライン紛争解決ワーキンググループ(An Impact of the Accelerated Integration of the EU against UNCITRAL - UNCITRAL Online Dispute Resolution Working Group)」というテーマで御講演頂 きました。いずれもUNCITRAL Dayの企画に副いつつ重要 な問題を掘り下げた素晴らしい御講演で、参加した学生から も大変好評でした。

2016年は残念ながら参加出来なかったのですが、昨 年のUNCITRAL Dayには改めて参加し、12月18日、「国 際商事仲裁における第三者による資金提供についての ワークショップ (Workshop on Third-Party Funding in International Commercial Arbitration)」を開催するこ とが出来ました。このワープショップでは、ウェストロンド ン大学のフィリップ・エルス先生に英国の観点から、パドヴァ 大学のフランチェスカ・ベナッティ先生にイタリアの観点か ら、そしてアンダーソン毛利・友常法律事務所の井上葵先 生に日本の観点から、それぞれ上述のテーマについて御報 告を頂き、それを踏まえてラウンドテーブル形式で議論しま した。当日は、会場からも活発な質問が出て、この先進的 な問題を考える上で非常に有意義な機会となりました。

今後も法学研究科とCALEの方々の御協力を頂きなが ら、UNCITRAL Dayは勿論のこと、UNCITRALとの連携 をさらに発展させて行ければと考えております。



2017年12月18日に名古屋大学で開催された UNICITRAL Day Workshopの様子

# 日弁連とモンゴル弁護士会・ モンゴル法曹協会 友好協定締結



センチュリー法律事務所 弁護士 杉田 昌平

#### ■ 友好協定の締結

2017年11月23日、モンゴル法曹協会及びモンゴル 弁護士会並びに日本弁護士連合会(「日弁連」)が友 好協定を締結し、記念式典が、モンゴルの首都ウラン バートルで開催され、日弁連から、小原正敏副会長、 外山太士国際交流委員会委員長他7名の合計9名の弁 護士が日本から参加しました。

日弁連は、モンゴルに対して長年にわたって法整備 支援を行っており、弁護士のJICA長期専門家として の派遣が終了した今でも、モンゴルの法曹が自主的に 訪日し、日弁連が研修を行う関係が継続しています。

#### ■式典の内容

本式典は、モンゴル法曹協会、モンゴル弁護士会 及び日弁連のそれぞれの代表者からの祝辞から始ま り、その後、「法律扶助制度のシステム、枠組み及び 規制」及び「法律家の独立及び公平性に関する法的 状況」に関するディスカッションが行われました。

ディスカッションでは、モンゴルの法律家から、日 本の法律扶助制度や法テラスについて具体的な質問 が出るなど、活発かつ専門的な議論がなされ、成功裏 に式典を終えることができました。

本式典は、式典中にもメディアの取材が入り、後に 報道がなされていたことにも表れているとおり、日本 とモンゴルの間の法律分野の国際協力関係を象徴する イベントであったといえると思います。

#### ■ 式典の舞台裏

さて、式典の表舞台は上記のとおりですが、本式典 はそれ以外にも注目して頂きたい点があります。本式 典では、ソドゲレル・バト オルシフさん、チメドレグ ゼン・ツェレンプレブさん、及び、シラム・アルナさ

んという3名の通訳に大変助けられました。彼/彼女ら は、式典の中での難解な法律用語についても正確に翻 訳し、式典の成功を舞台裏から支えてくれていました。

このような大役を果たした3名は、職業的に通訳を している方ではなく、名古屋大学日本法センター(モ ンゴル)に在学する現役の学生です。私は、最初、そ のことに気が付かず、式典の途中で彼/彼女らが現役 の学生であることを知って、その日本語能力の高さ及 び法学的素養の高に驚きました。そして、日本法セン ター(モンゴル)の学生達が、日本とモンゴルの法律 家の国際協力を縁の下から支えている姿を見て、両国 の間を架橋するような人材が確実に育っていることを 実感し、心強く感じました。

彼/彼女らが、留学や就職を通じて、より大きく成 長する姿を見るのが、今から楽しみです。末尾となり ますが、彼/彼女らのような、有為な人材の育成をさ れている、日本法センター(モンゴル)に関わる皆様 に感謝申し上げて、筆をおきたいと思います。



式典の様子



通訳をする3名の様子

# シリス アジア法・法整備支援研究の最前線

### 「ICD近況 ― バングラデシュ支援始動」



法務省法務総合研究所 国際協力部 部長 森永 太郎

法務総合研究所国際協力部 (ICD) は、昨年10月、 同じ法務総合研究所が運営する国連アジア極東犯罪 防止研修所(UNAFEI)とともに、東京都昭島市に新 設されました法務省国際法務総合センターへと移転し ました。これと同じタイミングで私はUNAFEIの次長 からICDの部長へと異動しました。私にとっては3度 目のICD勤務となります。建物ばっかり新しくなって、 お前らの中身はどうしたんだ?という声が聞こえてき そうな気もしますが、せっかくの立派な施設に恥じな いよう、さらなる進歩を遂げていきたいと思っており ますので、みなさま、今後とも何とぞよろしくお願い 申し上げます。



UNAFEIとICDが入っている国際法務総合センター国際棟

ICDは、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベト ナムのいわゆるCLMV諸国をはじめとして、ネパール、 インドネシア、東ティモールなどのアジア諸国を相手 に法整備支援を行っていますが、今般、新たな業務と して、国際協力機構(JICA)の依頼により、バング ラデシュの最高裁判所をクライアントとする本邦研修 (相手国から研修参加者を招へいして日本国内で実施

する研修のことです) を開始しましたので、近況報告 かたがたご紹介します。

この本邦研修は、年1回、2週間程度の研修を合計 3回実施するというもので、主として最高裁判所の職 員や裁判所から司法省へ出向している職員など10数 名が研修を受けることになっています。第1回目は昨 年の12月4日から15日までの日程で実施しました。

バングラデシュの支援を開始したのは、バングラデ シュの司法が膨大な未済事件を抱え、裁判にひどい遅 延が出ており、これを何とかしなければならないので、 日本が何とか支援してくれないだろうかという先方の 要請がJICAにあったからです。言うまでもなく、「迅 速な裁判」を受ける権利は基本的人権の一つであり、 バングラデシュ側の関係者によるとバングラデシュの 裁判所は総数で300万件もの未済事件を抱え、ちょっ とした訴訟でも数年かかるという状況だそうです。背 景には急激な訴訟件数の増加や裁判官の絶対的不足 があるとのことでした。

ICDは、これまでバングラデシュについてはあまり 知識もなく、どのような支援が効果的なのかははっき りと分かっていたわけではありませんが、多少の事前 調査や情報収集を行った後、とりあえず本邦研修を何 度か実施してみて、その中で裁判遅延の原因とその対 策を探っていこうということになりました。ただ、何 の見当もつけずにやみくもに研修を開始しても焦点の ぼやけた、効果の薄い活動になってしまいますので、 おおよその推測を交えて研修を企画しました。ICDは バングラデシュについてはともかく、この裁判遅延と いう問題を取り扱ったことがないわけではありません。 ずいぶん前、2002年から2004年ころにかけてのこと になりますが、インドネシアの本邦研修を何回か行っ たことがあり、その際にはこの問題を検討したことが ありますし、その後、2012年からはやはり多くの未済 事件と裁判遅延に苦しんでいたネパールの支援を経験 しており、多少の知見を有しています。未済事件の滞

留と裁判遅延には各国の実情によってさまざまな原因 が考えられますが、法曹や司法関係職員の不足、関係 機関の予算不足、職員の怠慢や不正、訴訟当事者の 遅延戦術などといった、典型的な法整備支援とは少々 異なる対応を要すると思われる原因を別としますと、 複雑すぎる訴訟手続、簡易手続やダイヴァージョン、 あるいは ADR の不存在や不活用、そして事件管理の 脆弱さなどが挙げられ、これらについては日本が効果 的な支援を行う余地が十分にあります。ICDの過去の 経験では、インドネシアについては効果的な ADR制 度の未整備と粗雑な上訴制度(何でもかんでも上訴を 許してしまうため、訴訟が下級裁判所の段階では終わ らず、最高裁判所に未済事件が滞留してしまう)が主 な原因と考えられましたし、ネパールでもADRの不活 用、簡易手続のない硬直的な裁判制度などに加え、事 件管理の脆弱さが裁判遅延の大きな原因となっている ことが推認されました。そこで、インドネシアについ てはADRの充実を図るため、司法調停を強化するプ ロジェクトを行いましたし、ネパールでは事件管理に 焦点を当てた支援を実施してきました。なお、ネパー ルの最高裁判所や司法研修所は、自らも迅速な裁判に 資する事件管理についてかなり突っ込んだ調査研究を 行っており、アメリカのヴァージニア州にあるフェア ファックス市裁判所の実務改善の成功例などをモデル に独自の改革案を作成するなど、実に真剣に取り組ん でいたのが印象に残っています。

ICDでは、バングラデシュでも同様の要因が未済 滞留・裁判遅延を招いているのではないか、とおおよ その見当をつけました。無論、後にこれが見当違いで あることが判明するということは十分にありうる話で、 その際には躊躇なく方向転換することのできる柔軟性 を持っていなければならないのですが、とりあえずは あらゆる法的紛争が裁判所の正式手続きに持ち込まれ てしまうのを抑制する手段としてADRの強化を目標に してみました。これに関してはバングラデシュ側も同 様の意見をもっていたらしく、とりあえず第1回目の 研修内容をADRに焦点を当てたものにすることで了 解し、研修実施の運びとなりました。

今後、このバングラデシュへの支援活動がどのよう

な展開を見せるのかについては、まだまだ確たること は申し上げられません。全く見当はずれのことをICD はしているのかもしれません。しかし、もしICDの推 測が的を射ていて、ADRの強化支援をすることで少 しでも事態の改善が見られれば、過去の経験を活か してそれを次につなげるという、ICDの法整備支援機 関としての能力もまんざらではないということになる でしょう。そうなることを祈りながら調査研究を重ね、 第2回目の研修がより効果的なものになるよう、十分 な準備をしたいと思っています。



第1回バングラデシュ法整備支援研修の一場面 (国際会議場B(国際法務総合センター国際棟内)にて)



国際会議場 A (国際法務総合センター国際棟内)

# New カンボジア便り



### カンボジアにおけるスマートフォンの普及と ICT技術の発展がもたらす新たな価格競争

#### 1 はじめに

スマートフォンの普及とICT技術の発展は、世界中の人々の生活を大きく変容させており、カンボジアもその例外ではない。今回の便りでは、カンボジアの携帯電話・スマートフォンの普及状況を概説したうえで、後者の普及とICT技術の発展がもたらす、プノンペン市内の旅客運送サービス市場における価格競争を取り上げる。

# 2 カンボジアにおける携帯電話・スマートフォンの普及状況

カンボジアでは、プリペイド式のSIMカードを利用した携帯電話が広く普及している。"Mobile Phones and Internet Use in Cambodia2016"(アメリカ国際開発庁[United States Agency for International Development、USAID] ほか、2016年)の公表レポートによると、2016年9月時点において、①カンボジア国民の96%以上が電話(固定電話または携帯電話)を所有している、②99%以上の国民が電話を利用できる環境にある、③国民の約48%(都市部は60%、地方部は42%)が少なくとも1台のスマートフォンを保有しており、Internetにアクセスできる環境にある。

また、郵便電気通信省(Ministry of Post and Telecommunications[MPTC])の公表レポートによると、2016年6月時点において、電話市場全体における携帯電話のシェアは98.79%(販売台数1948万4692台)、固定電話のシェアは1.21%(同23万8118台)である。2015年時点のカンボジア人口は1506万人であり(計画省統計局)、2016年の人口はこれを上回るため、カンボジア国内の携帯電話の対人口普及率は、少なくとも124%超といえる。

#### 3 プノンペン市内の移動手段

プノンペン市内における移動手段といえば、従来、 事前予約型のタクシーのほか、トゥクトゥク(バイク に連結させた荷台に乗る方法、4人~6人用)またはバイク(バイクの後ろに乗る方法、1人用)であった。また、2014年から、市バス(1回1500リエル[約0.37 \$1)も走り始めている。

トゥクトゥク・バイクの乗車方法は、「運転手に行き 先を説明して料金交渉を行ってから乗車し、降車時に 料金を現金払いする方法」である。料金相場は、トゥ クトゥクが1\$/1km、バイクが0.5\$/1kmである。な お、筆者がトゥクトゥクに乗る場合、相場よりも高い 料金(1.5\$/1km)を提示される。おそらく、運転手 が筆者を「外国人」と外見上判断するからであろう (余談であるが、筆者は、初対面のカンボジア人から、 かなりの高確率で、「本当に日本人ですか?」と質問 される。どうやら、カンボジア人にとって、筆者の顔 は、日本人ではなくフランス人の顔に似ているようで ある)。

#### 4 プノンペン市内における新たな旅客運送 サービス(配車アプリ)の登場

2017年5月頃から、プノンペン市内においては、スマートフォンの配車アプリ (PassAppTaxi, WeGo, Uber, Grab) を利用した旅客運送サービスが登場しており、以下ではPassAppTaxiを取り上げる。

PassAppTaxiの利点は、利便性と料金の安さである。利用者は、車種(トゥクトゥクよりも一回り小さい車 [2人用] [写真1]、セダン車、SUV車)を選択したうえで、アプリ内の地図上から乗車地点(必要に応じて目的地)を指定するだけでよい。そうすると、付近を走行中の運転手にアプリを通じて通知が届き、乗車を了承した運転手が指定された地点まで迎えに来てくれる。アプリ内の地図には、現在の走行地点、乗車時間(予定経路及び目的地)が表示される(写真2)。また、料金は距離制であり、降車時に確定する。このため、PassAppTaxiには「目的地を説明する必要がない、料金交渉をする必要がない」という利便性があ



名古屋大学大学院法学 研究科 特任講師 (カンボジア法学教育担当) 弁護士

玉垣 正一郎

### ープノンペン市内の旅客運送 サービス市場を中心として一

る。加えて、(写真1)の車であれば、トゥクトゥクの 約半額で利用できる。そのうえ、アプリ上で表示され た料金だけを支払えばよいことから、「ぼったくり」の 心配もない。

以上のとおり、スマートフォンの普及とICT技術の 発展は、プノンペン市内における旅客運送サービス市 場における新たな価格競争を生じさせている。実際、 配車アプリの登場により、トゥクトゥク運転手の収入 が減少したとの声も聞こえてくる。

なお、日本の場合、他人の需要に応じ、有償で、自 動車を使用して旅客を運送することは「旅客自動車運 送事業」に該当し(道路運送法2条3号)、同事業を 経営するためには国土交通大臣の許可が必要となり (同法4条1項・43条1項)、その違反行為は、いわゆ る「白タク」として、罰則の対象となる(同法96条1 項・97条4号)(最近、京都市内において中国人旅行 客向けの「白タク」が横行しているとのニュースが報 道されている)。カンボジアには、このような法規制が 存在しないということも、新たな価格競争が生じる一 要因といえるだろう。



(写真1) PassAppTaxiの車

#### 5 おわりに

もっとも、プノンペン国際空港から市内への旅客運 送サービス市場においては、「競争者による共同の競争



PassAppTaxiアプリ。現在 地、目的地、道順、乗車時 間等が表示される。

停止行為」、「競争者の取引妨害行為」が存在すると思 われる。筆者の経験上、空港から市内までの最低料金 は、トゥクトゥクが9\$、タクシーが12\$であり、上記 料金以下では運送してくれない。また、PassAppTaxi でセダン車・SUV車を指定しても、その車は空港のタ クシー乗り場まで入ってこないため、空港外の道路ま で歩いて乗車しなければならない。仮に、運転手(競 争者)同士が、最低料金を取り決めている場合、ある いは、PassAppTaxiのセダン車・SUV車による空港タ クシー乗り場の利用を妨害している場合、競争法(前 者は日本の独占禁止法における「不当な取引制限」、 後者は不公正な取引方法の一類型である「競争者の取 引妨害」) 違反の問題が生じる。ところが、カンボジア には2018年1月時点において、競争法が制定されてい ないため、競争法上の問題とならない。

商業省 (Ministry of Commerce) は、2017年の 年末までに、閣僚評議会(Council of Ministers)に 競争法の法案を提出予定である(2017年11月1日 "Khmer Times")。カンボジア国内において競争法が 早期に制定されることにより、市場における健全な競 争が確保されることを期待したい。

# センター長便り

# マクロ発展政策の罠、あるいは正義について

-「一帯一路」、SDGsと女性に対する暴力から考える-



名古屋大学 法政国際教育 協力研究センター長

〈女性に対する暴力は、どの社会にもある。先進国、 さらにはジェンダー平等が達成されていると思われて いる国でも、深刻な事例が多数報告されている。〉

これは、何年か前にカンボジア出身の大学院生に教 えてもらった事実です。最近、このことを思い出しま した。それは、私が委員をつとめている国連人権理事 会諮問委員会で、「すべての人権の享有への発展の寄 与」というトピックが議論されたときのことです。人 権理事会決議35/21(2017)は、とりわけ発展と人権の 享受とは相互依存的で相互に強化しあうものであるこ とを承認し、諮問委員会に対して、発展が人権の享有 に寄与する仕方について、とりわけ最良の実行につい ての研究をするように求めています。この決議により 設置された諮問委員会の起草部会の報告書案(2018 年2月)を読むと、1986年に国連総会により採択され た「発展の権利宣言」を敷衍する議論が展開されて いますが、2017年12月に北京で行われた「南南人権 フォーラム」で提出された文書からの引用が目立ち、 最良の実行の一つとして、中国のさまざまな政策とり わけ「一帯一路」の推進に言及しています。この報告 書案を準備したのはロシア出身のレベデフ委員、起草 部会の議長は中国出身の劉委員がつとめています。

こうしてみると、このトピックを諮問委員会が研究すること自体が、「一帯一路」を国際社会においてプロモートしようという中国の最近の外交戦略の一環であることが分かってきます。しかし、これを「発展の人権享有への寄与」という形で議論されると、反駁することは容易ではありません。国連で圧倒的多数を占める多くの発展途上国にとっては、発展(developmentですから「開発」とも訳されます)は、国家の至高の目標です。「発展の権利宣言」は、発展の概念を人権により包摂しようとするものともいえます。2015年に

は、国連は2030年までに達成すべき持続可能な発展のための目標 (Sustainable Development Goals, SDGs) を定めています。上に言及した人権理事会決議やレベデフ委員の報告書案にもキーワードとして引用されているSDGsでは、「誰一人として取り残さないLeaving no one behind」がスローガンで、17の目標と169のターゲットが設定されています。日本政府も、内閣に設置された首相を本部長とする推進本部の音頭取りの下、地方公共団体や企業も、官民挙げてSDGsへの取り組みを行うことを宣言しています。

SDGsの17の目標のなかには、①貧困をなくす、②飢餓をなくす、③健康、④質の高い教育、⑤ジェンダー平等、⑥水と衛生、⑦ディーセントな労働と成長、⑩不平等の削減、といった人権にかかわるものが多く挙げられています。「誰一人として残さない」というのがスローガンですから、こうしたことを内容とする「発展」が人権の享有に寄与することには疑問の余地はなく、「人権享有への発展の寄与」というトピックに前向きに取り組むことについて、誰も疑問に思わないのでしょう。

私自身も、世界人権宣言 28条がいう「すべての者は、この宣言に規定する権利および自由が完全に実現される社会的および国際的秩序を求める権利を有する」という理念には賛成で、人権の問題を個々の政府や人の意識の問題としてではなく、構造の問題としてとらえるべきだと考えています。ですから、発展の問題を人権問題として俎上に載せることそれ自体には反対というわけではありません。しかし、どうもこの「人権享有への発展の寄与」という議論には、ついて行けない気持ちがありました。そのとき、思い出したのが、冒頭に紹介した、「女性に対する暴力」についての厳粛な事実だったのです。

諮問委員会での私の発言の要点は、次の通りです。 発展が人権の享有に寄与すること自体はその通りであるが、発展は、人権を自動的に実現するわけではない。 女性に対する暴力は、指標上ジェンダー平等が実現されている社会でも多数ある。人権の実現にとって重要なことは、次の二つの目的を並行的に追求することである。第1に、最低限の人権を享有できる人の数を最大化すること、第2に、重大人権侵害の犠牲者の数を最小化すること。第1の目的を追求するための施策が、 同時に第2の目的達成を保障するわけではないことに 注意が必要である、と。

私の親しい友人でもある、あるアフリカ出身の委員は、よく理解できる、と言ってくれましたが、時間の制限もあり、議場で、私の発言をめぐってほとんど議論らしい議論がなかったことも事実で、今後の議論の推移が懸念されるところです。

あらためて考えると、以上のような状況は、中国はもとより、アメリカや日本も含め、現在の世界が陥っている深刻な思想的危機を表しているのではないでしょうか。つまり、マクロの視点から発展や福祉、人権の実現のための政策を考えることだけが問題で、ミクロの不正義については、目をつぶるといわないまでも後回しにする、という発想です。さらに世界的な経済的停滞とメガ・コンペティションのなかで、個々の不正義を問題にする声がかき消されてしまっています。そのような状況の中では、誰もがマクロな政策にぶら下がって自らの要求を実現しようとします。身内びいきの激しい政治的権力者に対しても、その体制の下で生じている不正義の告発を控えるのみならず、おもねりの心が蔓延してしまいます。

実は、私は、この数年間、息が詰まるような雰囲気を強く感じてきました。単なる中間管理職の悲哀だと思っていたのですが、以上のような思索を経て、その本当の正体はここにあるのだ、と気付いたのです。私たちが克服できたと思いこんでいるファシズムも、い

きなり暴力から始まったのではなく、このような思想 的危機から生じたのではないでしょうか。

だとすれば、私たちが取り組む法学・政治学教育も、結局のところ、いつでも・どのような局面でも「正義」について考えることのできる力を養おうとするものでなければなりません。世界的な思想的危機のなかで、そうした教育の努力は「思想闘争」の形をとりますので、決して容易なことではありません。しかし、私は、アジアの若い人たちに接し、また、体制移行を平和と福祉に適う形で実現しようという法律家と話して、これを闘い抜くための勇気を、彼らの真剣な姿からもらってきた教員には、決して抱くことができない希望なのではないでしょうか。私が、引き続き、日本法教育研究センター・コンソーシアムの事業にかかわり、多くの人々に、このコンソーシアムへの参加を呼びかけるのは、そういう理由からにほかなりません

私のCALEセンター長の任期は、2018年3月末をもって終了し、その職務を國分典子先生に引き継ぐことになりました。4年間の間、センター長便りをお読みいただきありがとうございます。私は上に記しましたように、日本法教育研究センター・コンソーシアムの仕事に微力をつくしますので、CALEともども何とぞよろしくお願い申し上げます。

### 國分典子新センター長のあいさつ



2018年4月から法政国際教育協力研究センター長を務めることとなりました。どうぞよろしくお願い致します。

私は韓国憲法を研究対象としており、アジア法関連のCALEの催しには以前から時々参加する機会があったのですが、CALEがどのような活動をしているのかの詳細を把握したのは、実を言うと、CALE所属教員となったここ数年のことです。その中で、すでに先輩たちが言われてきた「法整備支援とは比較法そのものなのだ」ということの意味を改めて実感するようになりました。アジア地域の人々との対話を通じて「法とは何か」についての新たな視点を発見すると同時に、日本法の特徴や問題点に向き合うという比較法学の原点がCALEの仕事にはあります。また私自身の研究との関連では、特にCALEの統轄する日本法教育研究センターの学生たちから将来のアジア法研究を牽引する人材が生まれることに希望をおいてもいます。

微力ではありますが、CALEの役割の重要性を噛みしめつつ、自らも成長できるよう励んで参りたいと思います。

行事(2017年10月~2018年3月) <sub>※抜粋</sub>					
国内開催					
2017年					
9月12日(火) ~23日(土)	法学部学生短期派遣(インドネシア)	【参加者】	5名		
10月1日(日)	日本法教育研究センター・コンソーシアム設立記念シンポジウム 「今日本で求められる国際司法人材とは一司法外交を基軸として」 於:名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティーフォーラム	【参加者】	約65名		
12月1日(金)	ウズベキスタンUzbek Journal of Legal Studies創刊記念シンポジウム "New Development Strategy of Uzbekistan for 2017-2021~Legal Challenges~" 於: 名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【参加者】	約20名		
12月2日(土)	法整備支援シンポジウム 連携企画「アジアのための国際協力in法分野2017」 於: 慶応義塾大学三田キャンパス	【参加者】	約55名		
12月8日(金)	総務省招聘・ベトナム監察副総監等来訪 於:名古屋大学・アジア法交流館 2階セミナールーム1	【参加者】	約9名		
12月16日(土) ~17日(日)		【招聘者】 【参加者】	5カ国より9名 約62名		
12月18日(月)	UNCITRAL DAY ワークショップ 於:名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【参加者】	約25名		
2018年					
2月2日(金) ~3日(土)	アジア諸国の親子関係における最善の利益に関する国際会議 〜第2回 要保護児童の保護体制 於:名古屋大学・アジア法交流館	【招聘者】 【参加者】	5カ国より11名 約62名		
2月5日(月)	法務省主催・東ティモール共同法制研究研修員来訪 於:名古屋大学・アジア法交流館 2階カンファレンスルーム	【参加者】	東ティモール司法省		
2月14日(水) ~24日(土)	法学部学生短期派遣(ラオス)	【参加者】	5名		
2月21日(木)	(CALE後援)ベトナム・カンボジア 労働法セミナー 主催:愛知県弁護士会、日本貿易振興機構 於:あいち国際ビジネス支援センター セミナールーム	【参加者】	約48名		
3月7日(水)~17日(土)	法学部学生短期派遣(ウズベキスタン)	【参加者】	8名		
海外開催					
11月15日(水)	ベトナム日本法教育研究センター設立10周年記念シンポジウム・式典 於:ハノイ法科大学	【参加者】	約150名		
2月24日(土)~25日(日)	カンボジア比較法学会"Community of Co-existence through Constitutionalization of International Norms and Legal Harmonization in ASEAN"  於: 国立経営大学(カンボジア・プノンペン)	【参加者】	約120名		
2月26日(月)	カンボジア日本法教育研究センター設立10周年記念式典 於:王立法経大学(カンボジア・プノンペン)	【参加者】	約100名		

### CALE外国人研究員紹介



#### キチク クズマ (Kichik Kuzuma) 先生

ロシア・モスクワ国立大学法学部 准教授

受入期間:2018年1月10日~2018年3月29日(3ヵ月)

研究課題:ロシア、東アジア(中国、韓国、モンゴル、日本)およびその他アジア諸国(ベトナム、

マレーシア)における公共調達に関する法的規制の諸問題

### 名古屋大学基金 特定基金 「アジア法律家育成支援事業」寄附者芳名録

名古屋大学基金 特定基金「アジア法律家育成支援事業」へご協力いただき、心より御礼申し上げます。 ご寄附をいただきました皆さまへ深く感謝の意を込めまして、ご芳名を掲載させていただきます。 法人・団体 3 組 個人 152 名(延べ) 寄附金合計額 11,184,000 円 (平成 30 年 2 月末現在)

#### 《 法人・団体 》

22万5千円 三重県庁東山会法学部出身者有志 様

20万円 三菱商事株式会社 中部支社 様

5万円 ディー・エイチ・インターナショナル株式会社様

#### 《個人》

100万円	浅井 泰範 様	柴田 昌治 様			10 - 10	
60万円	小川 晶露 様					
50万円	関谷 崇夫 様	森嶌 昭夫 様	石井 三記 様	神保 文夫 様		
30万円	鮎京 正訓 様		La			
20万円	小川 宏嗣 様	加賀山茂様	佐久間紀雄 様	福島佐千男 様	村瀬 幸雄 様	愛敬 浩二 様
	定形 衛様	鈴木將文様	中野 富夫 様	和田 肇様	The same of the sa	
10万円	太田 裕之 様	鷲見 弘様				
6万円	斉藤 肇様					
5万円	黒木 辰芳 様	三井 公子 様	牧野 絵美 様	匿名 1名		
3万円	入倉 憲二 様	宮村 喜明 様				
2万円	高橋 誠様	藤田 哲様	古橋 正行 様	不破 仁様	匿名 1名	
1万円	伊藤 高義 様	植羅 哲也 様	内田 吉信 様	小野木三郎 様	加藤 友治 様	金田 学様
	兼松 啓子 様	河隅 彰二 様	川原 馨様	久米 映二 様	小林 博司 様	齋木 博行 様
	酒井 宣江 様	坂田 一亮 様	佐々木康司 様	庄瀬 高志 様	鈴木 篤様	高橋 一吉 様
	高橋 徹様	筒井 厚至 様	中島 紳裕 様	服部津年治 様	林 勤様	平松 健郎 様
	松山 泰章 様	馬渕 正司 様	水田洋·珠枝 様	森 昭様	渡辺 成之 様	匿名 5名
5千円	岩間 貞夫 様	大矢知有子 様	鈴木庸二様	鈴木 渉様	多田花緒里 様	寺澤 雅代 様
	中野 幸治 様	村瀬 保様	匿名 2名			
1千円	<b>匿名</b> 1名					
お名前のみ	浅田 努様	石川 盛久 様	大林 益英 様	岡本 邦雄 様	奥澤 誠子 様	海川理恵子 様
	加藤 倫子 様	金子 明様	川瀬 清和 様	白柳 正義 様	杉浦 一孝 様	祖父江伸仁郎 様
	田中 宏之 様	成田 清様	西脇 霊栖 様	野村 直之 様	長谷川 宏 様	浜田 道代 様
	林 千孝 様	原 一雄 様	日比野 茂 様	古田 榮様	前島 正義 様	松下 哲子 様
	松田 太一 様	松田 昌展 様	真能 秀久 様	村瀬 誠一 様	稲葉 一将 様	尾島 茂樹 様
	小畑 郁様	國分 典子 様	下山 憲治 様	中東 正文 様	深澤龍一郎 様	藤本 亮 様
	匿名 30名					

#### 《 寄附者芳名録の掲載について 》

お名前の掲載はご同意いただいた方のみ(順不同)となっております。平成30年2月末までにご寄附いただいた方々を掲載いたしております。誠に恐縮ではございますがお名前がもれている等お気づきの点がございましたらご連絡ください。

### **CALE人事**

【採用】		【退職】		
特任講師	中村 良隆(2018年2月1日)	特任講師	山本 哲史(2017年12月31日)	
	(モンゴル・日本法教育センター勤務)		(モンゴル・日本法教育研究センター	-)
特任講師	八尾 由希子(2018年3月1日)	特任講師	浜元 聡子(2018年1月31日)	
	(モンゴル・日本法教育センター勤務)		(ラオス・日本法教育研究センター	-)
技術補佐員	拓植 澄江(2017年12月16日)	特任講師	新地 真之(2018年1月31日)	
		特任講師	渡辺 真由子(2018年3月31日)	
【異動】	柴田 真木子(2018年4月1日付)		(モンゴル・日本法教育研究センター	-)
	事務補佐員→名古屋大学事務系職員	事務補佐員	神田 美幸(2018年3月31日)	

### 発行

### 名古屋大学法政国際教育協力研究センター 【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 TEL. 052-789-2325 · 4263 / FAX. 052-789-4902 E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます URL http://cale.law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、 上記連絡先までご連絡下さい。



ブランバナン寺院群は、水田や村などに囲まれたのどかな平原に位置しており、9~10世紀の間にインドネシアのジャワ島を治めていたサンジャヤ王朝によって建てられた、世界有数のヒンドゥー教寺院群です。1991年にユネスコ世界遺産登録されました。遺跡群内のほかの寺院にもヒンドゥー教と仏教の両特徴を持つものが多く、交錯した歴史の痕跡を見ることができます。

